

平成10年4月8日

原子力委員会委員長 殿

内閣総理大臣



原子燃料工業株式会社熊取製造所における核燃料
物質の加工の事業の変更許可について（諮問）

原子燃料工業株式会社 取締役社長 菊地孝司から平成9年10月16日付け熊原第9
6-112号（平成9年12月17日付け熊原第97-125号及び平成10年3月10
日付け熊原第98-021号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び
原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第16条第1項の規定に基づき別紙
のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第16条第3項において準用する法第
14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合
していると認められるので、法第16条第3項において準用する法第14条第2項の規定
に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求めます。

別紙

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第16条第3項において準用する法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 加工の能力

今回の事業変更に伴う加工の能力は減少するものであり、本申請を許可することによって加工の能力が著しく過大になることはない。

2. 経理的基礎

今回の事業変更に伴い必要とされる資金は、自己資金により充当する計画であり、その確保に見通しがあり、当該事業を的確に遂行するに足りる経理的基礎があるものと認める。